

## 平成24年度「市民後見人養成講座」参加者募集！

狭山市では、誰もが安心して暮らすことを目指す地域福祉活動として、判断能力の不十分な方の日常的な生活を支援し、後見活動を行う「市民後見人」の養成に取り組むことになりました。

「社会貢献をしてみたい」、「市民後見人ってどんなことをするの」と意欲や関心のある方を募集しています。

### 【募集期間】

平成24年10月1日～10月31日

### 【応募方法】

10月31日までに「志望動機書」を狭山市社会福祉協議会に提出（必着）

※ 「志望動機書」は募集要項に付いており、狭山市社会福祉協議会、狭山市役所、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターで入手できます。

【定員】30名（応募多数の場合は抽選）

### 《開催日程》

平成24年11月25日（日）から  
平成25年3月10日（日）までの  
計55時間

《会場》狭山市社会福祉会館

《受講料》無料

《内容》市民後見概論、成年後見  
制度の基礎、成年後見の実務  
など

狭山市社会福祉協議会公式キャラクター こころちゃん

### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

狭山市入間川 2-4-13 狭山市社会福祉会館内

TEL 04-2954-0294

Eメール daihyou@sayama-shakyou.or.jp



## 平成24年度市民後見人養成講座 カリキュラム

	開催日	時間	単位	科目	講師
基礎編	レポート提出			志望動機書（エントリーシート）	レポート
	11月25日（日）	9:00～9:30		開講式	
		9:30～12:30	3	市民後見概論	司法書士
		13:30～16:30	1.5	成年後見概論	弁護士
			0.5	成年後見制度と市町村責任	
			1	成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	
	0.5	成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度			
	12月9日（日）	10:00～10:30	0.5	税務申告制度 等	税理士
		10:30～12:00	0.5	地域福祉・権利擁護への理念 （日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業）	社会福祉士
			0.5	地域福祉への取組状況	
			0.5	社会資源	
		13:00～14:30	1	高齢者施策／高齢者虐待防止法	大学准教授
			0.5	介護保険・高齢者施策への取組状況	
	14:30～16:00	1.5	介護保険制度		
	12月16日（日）	9:30～12:00	2.5	高齢者・認知症の理解	医師
	12月23日（日）	13:00～14:30	1	障害者施策／障害者虐待防止法	大学准教授
			0.5	障害者施策への取組状況	
		14:30～16:30	2	障害者の理解	
	1月13日（日）	9:00～10:30	1.5	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度～	社会保険労務士
		10:30～12:30	1	家族法	弁護士
1			財産法		
レポート提出・受講継続意思確認			1	市民後見人像について	レポート

## 平成24年度市民後見人養成講座 カリキュラム

	開催日	時間	単位	科 目	講 師	
実践編	1月19日(土)	10:00～12:00	2	申立書類の作成	司法書士	
		13:00～16:00	1.5	財産目録の作成		
			1.5	後見計画・収支予定の作成		
	1月26日(土)	10:00～10:30	0.5	体験実習についての留意点	事務局	
		10:30～12:00	1.5	報告書の作成	弁護士・司法書士	
		13:00～16:00	1.5	後見付与申立の実務		
			1.5	後見事務終了時の手続き／死後事務		
	2月7日(木)	15:00～16:30	1.5	家庭裁判所見学		
	2月17日(日)	10:00～12:00	1.5	後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	品川区社会福祉協議会	
			0.5	現役市民後見人による実践報告	品川区社会福祉協議会より	
		13:00～15:30	2.5	対人援助の基礎	社会福祉士	
	2月	10:00～15:00	5	施設実習(高齢者施設)		
	2月	10:00～15:00	5	施設実習(障害者施設)		
	レポート提出			2	家庭裁判所見学・施設実習の報告書	レポート
	3月10日(日)	10:00～12:00	5	事例検討・グループ討議	社会福祉士	
13:00～16:00						
16:00～16:30			閉講式			

※ 内容・日程が変更になる場合があります。

## 市民後見人養成講座修了者 意向確認調査（集計結果）

調査期間：平成25年3月18日～29日

調査方法：平成24年度市民後見人養成講座修了者全員（21名）に対し、  
郵送にて実施

回答枚数：21枚（回答率 100%）

問1 貴方はこの度、市民後見人養成講座を修了しましたが、今後、どのような形での活動を希望していますか？（当てはまるもの、すべてに○をしてください。）

回答項目	男性	女性	計
(1) 市民後見人（個人での受任）として	3	3	6
(2) 市民後見NPOによるスタッフとして	3	3	6
(3) 社会福祉協議会で実施している法人後見事業の後見支援員として	8	6	14
(4) 親族後見人として	1	1	2
(5) 後見人としての活動はしない	1	0	1
(6) その他	2	6	8
無回答	0	0	0
合計	18	19	37

### 【その他の意見】

- 不明
- (3)の追記（後見支援員の活動について）支援員として選抜された時には、一般的な後見支援活動の他に、時間の余裕ができれば、現状受任件数が少ない状況なので、市内に潜在化している後見ニーズの発掘活動に当たりたい。病院、事業者（特養、居宅事業所、グループホーム、ショートステイ等）、地域包括、障害者施設等。家裁（親族後見を法人後見へ依頼）訪問し、従来専門職後見人に斡旋していたのを、これからは極力社協の法人後見につなげる様PR推進をしたい。
- 知人の兄弟の手続き等の手伝い程度
- 啓蒙相談会の講師、相談員として活動する。（公民館、老人・障害者施設）
- 市民後見人養成講座の運営の手伝い、法人後見事業の内部スタッフ等の活動も考えています。
- 現在はまだ仕事をしているので、もう少したって、時間が取れるようになったら(2)、(3)で活動したいと思っています。
- どんな小さなことでも、ボランティアとして、お手伝い出来ることがあれば参加して、これからも社協の後見活動の研修をつんでゆきたいと思っています。

問2 今後、後見活動をしていく上で、狭山市や社会福祉協議会への要望があればお書きください。

**【研修・情報提供】**

- 被後見人宅への同行をさせていただければ如何でしょうか。
- 市及び社協の後見に関する具体的な活動の情報を積極的に提供していただきたい。
- 老人、知的・精神障害者に関連する情報提供（法改正、講演会等）
- 各種団体が開催する公開講座の案内
- 定期的な研修
- 成年後見制度を知っていただくための講演会の開催を希望します。
- 定期的な研修や他の行政での実際の後見人の方との同行ができるような企画があれば良いと思います。

**【仕組みづくり】**

- 問3に関連することですが、何よりもしっかりとした土台づくりを行政、社協にまずお願いしたい。折角スタートするのであるから、何よりも市民後見人の資質の向上に努めて頂き、十分に力を発揮できる環境づくりをお願いしたい。現段階では行政と社協のしっかりとした連携が必須だと思います。
- 市民後見人が継続的に後見活動を行っていくためには、法律面や生活面での地域ネットワークを活用できることが大切であり、狭山市と社協にはそのための仕組みを用意していただきたい。
- 狭山市には、市民後見制度の活用 PR を狭山だより等に掲載し、広く市民に知ってもらうことと、市民後見制度の活用についての講演会及び説明会を通じて周知を図り、利用しやすい環境を整えていただくこと。
- 社会福祉協議会においては、平成24年度市民後見人養成講座終了者を対象に登録者制度を設け、活動希望に応じて区分けして今後の要望に応えるべく体制づくりの確立を図ってもらいたい。今回の養成講座を通して交流ができた人とのつながりをもっと深めるために、定期的に情報交換ができる機会を増やしていただきたい。
- ご本人・親族が安心して市民後見人を受け入れられる様にバックアップしていただきたいと思います。例えば、初回の挨拶や金銭引継ぎなどの重要な時に同行していただいたり、苦情の窓口になっていただくなど。
- 少しずつでいいので、品川のような仕組みができると良いと思う。
- 市民後見をグループで行う制度の導入を考えていただきたい。被後見人の人生の伴走者としての責任を1人で負うのは体力、知力、気力、年齢から見てかなり厳しいと感じましたので。
- 専門職後見人のサポート体制（社協）

**【その他】**

- 後見人受任した際の報酬を明確にして頂けなければ困難と思われるし、ボランティアで行う業ではないのではと考えている。
- 今は仕事をしているため、後見の大切さは分かりますが裁判所、銀行に狭山市や川

越に戻り出かける時間がありません。民生委員さん、FPさんが勉強されていて助かりましたが、名刺の一行にだけはしてほしいですね。

- 狭山市では法人後見受任件数はまだ少ない。今回の市民後見人養成講座が終了したことに伴い、後見活動に携わる人が育成でき、市当局は今後増大する後見ニーズのための予算措置を大幅にアップし、支援員の人数を増やし後見事案をより積極的に推進してもらいたい。まずは潜在化している後見ニーズを発掘し、受任件数のアップにつなげる方策が必要。
- 成年被後見人の不法行為や、通帳・印・現金等預かっている財産の盗難に対する保険加入。
- 財政的支援（予算化）
- 講座をやってもその後の活動がなければ意味がないと思います。やらないと忘れまじし……。高齢の方も沢山いたので、活動できる場所の提供や、どういう人に市民後見人なのかを明確にし、市民の方々にも伝えていかなければ、広がっていかないとします。
- 講座を修了したのみで、まだ何も具体的に分かっていない状態です。今後、そのような活動の場に出会ったなら、社会福祉協議会の方にたくさん教えていただきながら、相談・連携を大切に地道に活動できたら良いと考えます。（現在、尻込みする気持ちも正直大きいです。）

問3 市民後見人養成講座終了後のフォローアップ研修について、どのような研修があれば、参加したいですか？（開催回数・時間や内容など）

- お任せ致します。
- フォローアップがあるのであれば参加はするが、実際に行っている者がファシリになり、本当の事例や申立段階から考えるようなグループワーク中心でなければ無意味であるとする。
- もう少し専門性のある人での研修をお願いします。私は弁護士さんの説明が目からウロコでしたが、後は聞かなくても分かる〜って内容でした。
- 問2の内容につながりますが、何よりも市民後見人の資質向上により、より良い働きができると思いますので、必要に応じて多岐にわたる研修を希望します。場合によってはチェックのためのテストの様なものも必要ではないかと考えます。年齢に負けず挑戦させていただきたいと思います。
- 法律面や生活面での地域ネットワークとの連携（事例研究）
- 市民後見人養成講座終了後の狭山市、社会福祉協議会等の支援の必要性を感じています。今後は、実務研修を重視し、年4回、1講義3時間位、実務経験者の経験談をもとに市民後見人の課題及び支援体制のあり方等。
- せっかく得た知識を忘れない様に数ヶ月に一度、半日位で一人で申立書や報告書などを作成してみたり、事例検討など。
- 後見人活動の事例の検討会

- 事例報告会（3ヶ月に1回程度）
- その都度、専門職による研修
- 将来的には元氣大学で後見講座を希望。
- 月に1度くらいで事例相談とか意見交換の場のようなのがあるといいと思う。
- 法定後見事例研修（DVD含む）
- 知的障害者、精神障害者に関する基礎的理解及び事例研修  
開催回数（年間5～10H）
- 活動しているNPO等で実務実習をしたい。責任、活動内容、書類作成等の現実を見極めたい。
- 具体的事例を基にした研修（1回の時間 約3時間）
- 相続問題
- 認知症、統合失調症、てんかん等の医学の勉強は自力では限界がある。今回の大生病院 中里先生の認知症に関する講義で認知症について学べたのは良かった。ぜひ、被後見人がかかえているであろう他の持病についても講義を聴いてみたい。そして、法律、市民後見概論についても実際に後見活動を始めた時に、テーマはひとつでも、より深く掘り下げた内容の研修を受けたい。開催回数や時間は、事務局・後見活動の負担にならないものをさぐって行けば良いと思う。1～2ヶ月に1回、3時間ほどなら受講する側も消化できそう。
- 後見支援員としての必要な実務講座
  1. 必要な知識の総まとめ
  2. 後見支援員の体験発表（他地区の後見支援員）
- 実際に後見人としている方について、最初から最後まで実習としてやりたい。
- フォローアップ研修は必要だと思いますが、どのような内容でと言うのは今の段階で分かりません。

#### 【その他】

- 大変お世話になりました。楽しく充実した養成講座でした。
- 必要経費は受講生負担でも良いのではないかとの感想をもちました。
- 土日を使っての研修を希望します。
- 先日、3/23に市民会館でありました講演は、要点を端的にズバリと言ってくれ、後見人としての立場からも、利用する者としての立場からも重要なことが心に残りました。「一般社団法人後見人サポート機構」とありましたが、家裁提出書類の書き方や、実例や問題点や注意点などをこれからも研修したいです。